

日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団会則

第1条(名称)

本会は、日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団育成会と称する。

第2条(目的)

本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に定める育成会の精神に則り、日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団の健全な育成に協力し、これを後援することを目的とする。

第3条(会員)

本会の会員は、正会員・維持会員・賛助会員の3種類に分ける。

- 一、正会員は、日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団に属する隊の隊員の保護者。
- 二、維持会員は、本会の目的に賛意をもち、維持して後援する者。
- 三、賛助会員は、本会の目的に賛意をもち、随時後援する者。

第4条(会費)

本会の会費は次の通りとする。

- 一、正会員は、1ヶ月500円とする。
- 二、維持会員は、1ヶ月500円とする。
- 三、賛助会員は、年額1口500円とする。

第5条(会議)

総会は、本会運営の協議機関であり、毎年1回原則として4月に開催する。また、必要に応じて随時総会を開くことが出来る。

第6条(役員)

総会において会員の互選により次の役員を選出する。

- 一、会長 1名 会員を統理し、本会を代表する。
- 二、副会長 2名 会長を補佐する。
- 三、事務長 1名 本会の事務を担当する。
- 四、会計 1名 本会の経理を担当する。
- 五、常任委員 若干名 本会の運営を円滑にし、団との連絡協議に当たる。
- 六、監査委員 2名 本会の会計を監査する。

第7条(役員任期)

役員任期は1ケ年とする。但し再任を妨げない。

第8条(会計年度)

本会の会計は毎年4月から始まり、翌年3月末日をもって終わる。
但し、総会の議決を経て暫定予算を組むことが出来る。

第9条(顧問)

この団に総会の議決を経て顧問を置くことが出来る。

第10条(付則)

この会則は、昭和60年4月7日より実施する。

- 一部変更:昭和61年3月16日(第4条1項)
- 一部変更:平成3年3月24日(第8条)
- 一部変更:平成3年9月15日(第8条 但し書き削除)
- 一部変更:平成5年10月11日(第5条 4月に変更)
- 一部変更:平成5年10月11日(第8条 会計年度変更)
- 一部変更:平成5年10月11日(第9条を第10条に変更)
- 一部変更:平成5年10月11日(第9条を追加)

日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団団則

- 第1条 この団は、日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団と称する。
- 第2条 この団は、ボーイスカウト運動を通じて青少年がその自発活動により自らの健康を築き、社会に奉仕し得る能力と、人生に有利な技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践し得るよう教育するをもって目的とする。
- 第3条 隊員は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に基づき、団委員会と保護者の同意を得た者で組織する。
- 第4条 この団に次の役員をおく。
一、団委員長 1名
二、副団委員長 若干名
三、委員 若干名
四、各隊長 1名
五、各隊の副長 若干名
委員は、総会の承認を得た育成会会員の中から育成会長が委嘱する。
委員長及び副団委員長は、団委員会がこれを選任する。
隊長及び副長は、団委員会が任命する。
役員任期は1カ年とし、再任を妨げない。
- 第5条 各役員は、ボーイスカウト日本連盟教育規定によりその責務を行うものとする。
一、委員長は、団委員会組織を確立し、団会議を召集し、その議長となる。また、各隊の育成発展に協力し、隊全般を監査しその活動に協力する。
二、隊長は、隊活動全般を指導する責任を有する。
副長は、隊長を補佐し、隊長に事故ある時はその職責を代行する。
- 第6条 この団の経費は、隊費、育成会よりの補助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。
- 付則(1)この団則は、昭和60年4月7日から実施する。
(2)この団則に定めのない事項に疑義を生じた時は、団委員長の判断に基づき、日本連盟教育規定の該当事項を準用する。
一部変更:昭和61年3月16日(第4条)

日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団団規則

総則

- 1 :本団は日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団と称し、団本部を事務長宅に置く。
- 2 :本団はボーイスカウト運動に理解のある有志及び隊員の保護者により成る育成会によって維持する。
- 3 :本団は特に定めのない限り、ボーイスカウト日本連盟教育規定によって運営される。
- 4 :本団の通常の運営は、団委員会及び指導者によって構成される団会議によって行われる。
団委員及び隊指導者
- 5 :(団の隊指導者の任免)
本団の団委員は、育成会理事会の議を経て育成会長が任命し、各隊の指導者は団委員会が任免する。
- 6 :(指導者としての心得)
本団の団委員及び各隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ、隊員とその保護者の信を託すに足り、社会の信望に答えなければならない。
- 7 :(団の政治活動禁止)
団は、日本連盟教育規定に則り、いかなる政治団体に対してもこれを支持せず、また、制約を受けない。何人といえども団を政治目的のために利用することは許されない。

団委員会・団会議

8 : (団委員会の任務)

団委員会は次の事項を管掌する。

- 一、団の資産を管理する。
- 二、団の財政について責任をもつ。
- 三、各種行事の実施について便宜をはかる。
- 四、各隊の隊長・副長・準指導者の選任を行う。
- 五、団の加盟登録に責任をもつ。
- 六、スカウティングの主旨の普及に努める。

団委員会はスカウトの実際訓練には関与しない。但し、特殊の事情が発生した場合は団会議の議を経て指導者の援助を行う。

9 : (団会議)

団会議は、団の全般に渡る事項を協議するため、団委員長(副団委員長)・各隊指導者(副長以上)によって構成され団委員長が召集し、その議長となる。

隊員の入隊、転入(移籍)

10: 本団の隊員として入隊する者は、次に掲げるものを具備しなくてはならない。

- 一、保護者がボーイスカウト運動を理解して入隊の同意を得た者。
- 二、入隊の考査に合格し、「ちかい」(ボーイ隊以上)、「やくそく」(ビーバー隊・カブ隊)の実践を誓える者。
- 三、保護者が入隊金、団費、隊費の納入ができて、保護者会等の集会に出席できること。

11: (隊員募集の時期)

隊員の募集は毎年1回定期に行う。その時期及び募集人員は団会議で決める。

12: (移籍及び途中入隊者)

他の隊からの転入(移籍)、途中入隊は、隊の収容能力を勘案し、当該隊長の意見を聴き、団委員長がこれを決める。

13: 入隊を許された者は、速やかに入団金を団会計に納入しなければならない。入団金はその後上進によって再徴収されることはない。但し、入団金はいかなる理由があっても返還することはない。

14: (団費)

団費は登録者1名につき月額1,000円とする。但し1家族につき2名まで徴収し、1家族に2名登録者がある場合は2名以上は徴収しないこととする。

但し、隊費は隊の事情により隊毎に決める。隊費を決定する場合は事前に団委員会の承認を得なければならない。

登録して休隊する者は、月額1,000円の育成会費を納入することを要する。

団委員は、上記に関わらず月額1,500円を育成会費として徴収する。

一部変更: 平成元年3月26日(第14項)

一部変更: 平成3年9月15日(第14項)

一部変更: 平成4年9月15日(第14項)(第10項-1)

一部変更: 平成15年4月19日(第14項) 団費を1家庭に2名以上徴収しない。

一部変更案: 平成17年4月10日(第14項) 団費を1名につき1,000円に変更。

日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団会計規則

総則

1 :この規則は、日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団育成会及び日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原第5団の会計について定めたものである。

合併会計

2 :育成会及び団の財政は、スカウト教育及び関係者の親睦のために運用されるもので、その目的と事業は基を一にするため、その会計は合併して処理する。

運営

3 :育成会及び団の会計(以下本会計という)の運営に関しては、団委員会が責任をもつ。

担当者

4 :本会計の事務は、財政担当団委員がこれを行い、事務担当団委員がこれを補佐する。

会計年度

5 :本会計は4月1日から翌年3月31日までをもって一般会計年度とする。
但し、暫定期間を設けて会計年度を組むことが出来る。

収入源

6 :本会計の収入源は次の通りとする。

- 一、団費。
- 二、入団金。
- 三、助成金、補助金、寄付金。
- 四、行事参加費。
- 五、預金利子等雑収入。

団費

7 :団費は1ヶ月あたり1,000円とする。

入団金

8 :入団金は、子弟が仮入隊する時に、その保護者が納入する。
入団金は3,000円とする。

助成金等

9 :助成金・補助金及び寄付金は、育成会員及び団関係者並びに地域内の賛助者等から、これを受ける。但し、寄付金等を募集する場合は、日本連盟教育規定に則り、これを行うものとする。

行事参加費

10:育成会及び団並びに各隊の経費は、前3ヶ条の収入によって支弁することを原則とするが、舎営、野営その他行事に臨時費用が必要な場合は、参加者から行事参加費を徴収することがある。

雑収入

11:預金利子その他雑収入は、本会計に繰り入れる。

予算

12:本会計の予算は団委員会と団会議で協議し、団委員会で決定するものとする。

補正予算

13:予算を修正する必要がある場合は、補正予算を計上し、団委員会の承認を得るものとする。

緊急支出

14:予算外であっても、緊急やむを得ず支出を要する場合は、団委員長と財政担当団委員の協議によって決定し、次回団委員会で承認を得るものとする。

証拠書類

15:本会計の支出にあたっては、証拠書類として支払先の発行する領収書を必要とする。但し、やむを得ず領収書を得られない場合は、団委員長または財政担当団委員の承認する書類をも

ってこれに代えることができる。

保存

16:本会計の決算は、年1回年度末をもって行い、財政担当団委員が決算書を作成して団委員会の承認を得るものとする。

監査と報告

17:団委員会は、決算に関し、監査役の監査を受け、その結果は育成会提示総会において報告されるものとする。

付則(1)この会計規則の変更には、団委員会の承認を要する。

(2)この会計規則に疑義または定めのない事項が生じた場合は、団委員会で協議して決定するものとする。

一部変更:平成17年4月10日 団費は1ヶ月あたり1,000円とする。

会計付則

慶弔贈呈金について

- 1:(結婚祝金) 登録者本人が結婚する時は、結婚祝金として10,000円を贈呈する。
- 2:(出産祝金) 登録者本人が出産した時は、出産祝金として5,000円を贈呈する。
- 3:(見舞金) 登録者本人が病気やケガで2週間以上入院した時は、見舞金として5,000円をおくる。
但し、隊活動中の事故に起因する場合はこの限りでない。
- 4:(弔意金) 登録者本人が死亡した時は、次の弔意金をおくる。
香料 10,000円としきび一対
隊員は隊旗を持って葬儀に参列する。但し、隊活動中で死亡した場合はこの限りでない。
- 5: 登録者の同居の両親及び兄弟が死亡した時は、次の弔意金をおくる。
香料5,000円としきび一対。

指導者に関する経費について

- 6:(制服等) 当団に登録する全ての者は、団より制服一式を無償にて支給される。
但し、非登録時においては速やかに団に返還するものとする。
- 7:(研修費) 育成会及び団登録者がスカウト教育に関する講習会、研修会、ウッドバッジ研修所、ウッドバッジ実修所に参加する時は、その会費の全額を支弁する。但し、特に多額を要する場合は、団委員会で協議して決定する。
- 8:(変更) この会計付則の変更には、団委員会の議決を要する。

一部変更:昭和62年3月29日(会計付則1. 2. 3. 4. 5. 7)

一部変更:平成3年9月15日(会計規則5 但し書き削除)

一部変更:平成5年10月11日(会計規則5 会計年度変更)

一部変更:平成6年4月17日(会計付則6)